

遺言書 3つの種類

遺言書には以下の3つの種類があります。

- 自筆証書遺言
- 公正証書遺言
- 秘密証書遺言

3種類の遺言書の比較

	作成方法	証人	保管	検認 手続き	メリット	デメリット
自筆 証書 遺言	自分で遺言の全文・氏名・日付を自書し、押印する	不要	被相続人が保管	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場での手続き不要のため、安価に作成できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺言の有効性に対する公的なチェックがないため、遺言書が無効になるリスクがある ・紛失や改ざんのリスクがある ・発見されない可能性がある
公正 証書 遺言	本人と証人2名で公証役場へ行き、本人が遺言内容を口述し、それを公証人が記述する	必要	公証役場で保管	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・法的に有効な遺言を確実に残すことができる ・紛失・改ざんの可能性がほぼない 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場での費用がかかる ・遺言内容を秘密にできない ・証人2名の立ち合いが必要
秘密 証書 遺言	遺言に署名・押印した後、封筒に入れ封印して、公証役場で証明してもらう	必要	被相続人が保管	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・正規の手続きを経ずに開封すると無効になるため（民法1004条3項参照）、偽造や改ざんの可能性を防げる ・遺言内容を秘密にできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証役場での費用がかかる ・本人以外が内容を確認しないため、遺言書が無効になるリスクがある ・紛失のリスクがある

自筆証書遺言書保管制度

令和2年7月10日より自筆証書遺言書保管制度が開始し、法務局に手書きの遺言書を預けることができるようになりました。

● 自筆証書遺言の問題点

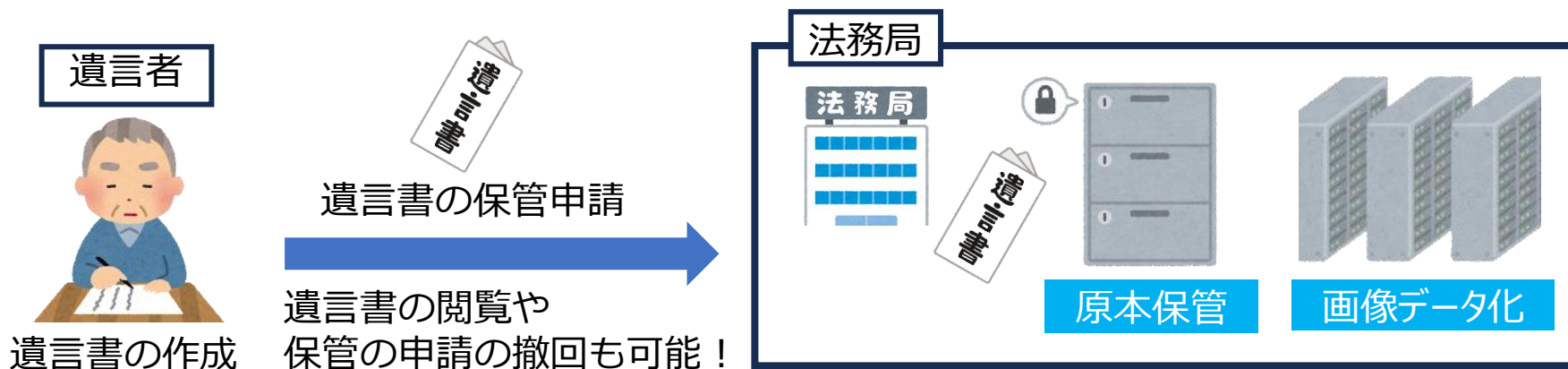
自筆証書遺言は、自筆さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものですが、遺言者本人の死亡後、その存在が知られずに遺産分割等の相続手続が進められたり、自宅等で保管している場合は、一部の相続人等により破棄・隠蔽・改ざん等されるおそれがあるという問題点が指摘されてきました。

自筆証書遺言書保管制度

自筆証書遺言書保管制度は、遺言者本人が法務局に行き手続を行う必要がありますが、法務局の遺言書保管官が外形的な確認もしてくれ、安価な費用で保管をしてもらえます。

また、遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に保管され、破棄、隠匿、改ざん等を防ぐことができます。

遺言者は、預けた遺言書の閲覧や保管の申請を撤回することもできます。



自筆証書遺言書保管制度

遺言者が亡くなった後、相続人は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができ、一人の相続人からの請求により、他の相続人等に遺言書が法務局において保管されていることを他の相続人等に通知されます。

何より、法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。



ちらしの裏に記載した自筆証書遺言の有効性

【自筆証書遺言の作成方法（有効要件）】

自分で遺言の全文・氏名・日付を自書し、押印する
（民法968条1項）

→遺言書を作成する用紙に決まりはない

⇒ちらしの裏に記載した自筆証書遺言も**直ちに無効とならない**

※ただし、日付や押印がないなど、上記の有効要件を欠く場合は無効

ちらしの裏に記載した自筆証書遺言の有効性

【裁判例】 カレンダーの裏面に書かれた遺言書について

「高齢の老人は物を大切に使う気持ちは強いので、カレンダーの裏面を使用した遺言書の作成は決して異常なことではない」（東京高判平成18年10月25日）

→カレンダーの裏面に書かれた遺言書も、それだけをもって無効とはしなかった

※なお、本事例は遺言書に遺言者の署名・押印を欠いていたため最終的に無効とされている

ちらしの裏に記載した自筆証書遺言の有効性


【注意点】

・ちらしの裏に記載した遺言書は、民法上の有効要件を欠くわけではないが、**自筆証書遺言書保管制度の要件は満たさない**ので、本制度の利用はできない

→自筆証書遺言書保管制度には、民法上の要件に加え、守らなければならない様式のルールがある ex.用紙サイズ、余白、片面のみに記載等

(参考：法務省『自筆証書遺言書保管制度』 <https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>)

・本当に遺言者本人が作成したものなのか、他の相続人から疑いをかけられる可能性がある

 おすすめはできない

後見人が選任されていないが要介護1程度の 90歳の人が書いた自筆証書遺言の有効性

遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない（民法963条）。裁判上、遺言能力とは、遺言の内容を理解して判断することができる能力とされる（東京地判令和3年9月24日等）。

遺言能力の判断方法

「遺言能力の有無は、遺言時点における遺言者の精神上的の障害の存否、内容及び程度、遺言内容の複雑性、遺言に至る動機・経緯その他の事情を総合的に考慮して、具体的事情に則して当該遺言をするに足りる能力があるか否かを判断すべきものである」（東京地判令和2年10月8日）

➡ 一義的に明確な基準はなく、様々な事情を考慮した上で判断される

公正証書遺言の後に作成された自筆証書遺言の有効性

Q. 先に作成した公正証書遺言と後に作成した自筆証書遺言、どちらが優先されるか？

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる（民法1022条）。
前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす（民法1023条1項）。

➡ 遺言書の種類にかかわらず、**新しい日付の遺言の内容が優先**される。

つまり、後に作成した自筆証書遺言が優先され有効となる。

※遺言書3つの種類の間、法的効力の強さの優劣はない。

公正証書遺言を自筆証書遺言で撤回することも可能。

公正証書遺言の後に作成された自筆証書遺言が無効とされる場合

遺言書が複数存在する場合、新しい日付の遺言の内容が優先される

→公正証書遺言の後に作成された自筆証書遺言が存在する場合は、自筆証書遺言が優先される。（原則）

例外的に、後に作成された自筆証書遺言が無効とされた場合には、先に作成した公正証書遺言が有効となる。

例) 遺言者が、公正証書遺言を作成した時点では遺言を作成する能力を有していたが、その後、自筆証書遺言を作成した時点では認知症等により遺言を作成する能力を失っていたような場合

公正証書遺言の作成費用

公正証書遺言の作成には、以下の費用がかかります。

【必ずかかる費用】

種類	内容	目安
公正証書作成の手数料	全国の公証人役場で一律の手数料 手数料は公正証書に記載する財産の価格等によって変動する	4万円～10万円
必要書類の準備費用	戸籍謄本や印鑑証明書等の必要書類を役所から取り寄せる費用	1千円～5千円

【依頼するとかかる費用】

種類	内容	目安
公証人の出張費用	事情により公証役場へ行くことができない場合に自宅や病院へ出張してもらう費用（手数料の1.5倍加算、日当、交通費を含む）	3万円～8万円
証人の日当	自ら証人を用意できないときに弁護士等の専門家に依頼したり、公証役場で証人を手配してもらう費用	1万円～3万円
専門家へ依頼する費用	弁護士などの専門家に遺言書の作成等を依頼する場合にかかる費用	10万円～50万円

公正証書遺言の作成費用 公正証書作成手数料

公正証書作成の手数料 ※全国一律 (公証人手数料令第9条別表)

財産の価額	手数料
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	1万1000円
500万円を超え1000万円以下	1万7000円
1000万円を超え3000万円以下	2万3000円
3000万円を超え5000万円以下	2万9000円
5000万円を超え1億円以下	4万3000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	9万5000円に超過額5000万円までごとに1万1000円を加算した額
10億円を超える場合	24万9000円に超過額5000万円までごとに8000円を加算した額

1. 遺言により財産を受け取る人ごとに財産の価額を算出して上記の表から手数料額を求め、これらの手数料額を合計して遺言書全体の手数料額を算出する。
2. 全体の財産が1億円以下の場合には、1. で算出された手数料額に1万1000円を加算する。
3. 遺言書は原本、正本、謄本を各1部作成するが、その枚数により謄本手数料が加算される。

公正証書遺言の作成費用 弁護士費用

公証人は、遺言者が依頼した遺言書を作成しますが、遺言内容自体の相談には原則として乗ってくれません。相続についてのトラブル防止等のため遺言内容を相談したい場合には、弁護士等の専門家に依頼することを検討しましょう。

遺言書作成の弁護士費用の目安

(旧) 日本弁護士連合会弁護士報酬基準

	経済的利益の額	弁護士費用
定形		10万円以上20万円以下
非定型	300万円以下の場合	20万円
	300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万円
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円
	3億円を超える場合	0.1%+98万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する

※上記はあくまで目安の金額です。

公正証書遺言の作成費用 具体例

【事例】

相続財産：5億円 内訳：自宅（評価額1億円）、その他不動産（評価額2億円）、現預金2億円

相続人：妻（配偶者）、子供2人（長男、次男）

遺言内容：妻に3億円分、子供に各1億円分ずつ相続させる

【公正証書作成手数料】 ※P13より

財産の価額	手数料
5000万円を超え1億円以下	4万3000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に超過額5000万円までごとに1万3000円を加算した額

妻分 9万5千円	+	長男分 4万3千円	+	次男分 4万3千円	+	謄本手数料 数千円	=	合計 約18万1千円
-------------	---	--------------	---	--------------	---	--------------	---	---------------

【弁護士費用】 ※P14より

	経済的利益の額	弁護士費用
非定型	3億円を超える場合	0.1% + 98万円
公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する

➡ 5億円 × 0.1% + 98万円 + 3万円 = 151万円（旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準から算出）

遺言執行者とは

遺言執行者とは、遺言者が亡くなった後、遺言の内容を実現するために手続きを行う者です。

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する（民法1012条1項）とされており、相続財産について強い権限が与えられています。

遺言執行者は、遺言者が遺言書において指定することができます（民法1006条1項前段）。遺言書において指定がない場合には、相続人自らが家庭裁判所へ遺言執行者の選任を申し立てることもできます。

遺言執行者と相続人の関係は、委任に準じた関係とされており、遺言執行者は相続人に対して様々な権利義務を負います（次ページに記載）。

遺言執行者の権利と義務

遺言執行者が行えること

遺言の内容を実現するために必要な一切の行為
(民法1012条1項)

例) 預貯金の払い戻し、不動産の登記申請手続き、貸金庫の解約、株式や自動車の名義変更、子どもの認知、保険金の受取人変更 等

※遺言執行者がいる場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができません
(民法1013条1項)

遺言執行者の義務

遺言の内容の実現義務 (民法1012条1項)

財産目録の作成、相続人への交付義務 (民法1011条)

事務処理にあたっての善管注意義務、報告義務、受取物の引渡し義務等 (民法1012条3項)

遺言執行者選任のメリット

- ・ 遺言執行者は単独で遺言執行手続きを行えるため、相続人が手続きに協力しないなどといった事態を防げ、手続きがスムーズに行える。
- ・ 遺言執行者を選任することによって、相続人が遺言の内容を無視して勝手に遺産を処分する等のトラブルを防ぐことができる。
- ・ 不動産の登記申請手続き等手間がかかる手続きを遺言執行者に任せることができ、相続人の手間が省ける。

遺言執行者を弁護士に依頼した場合の費用

遺言執行の弁護士費用の目安

(旧) 日本弁護士連合会弁護士報酬基準

経済的利益の額	弁護士費用
300万円以下の場合	30万円
300万円を超え3000万円以下の場合	2%+24万円
3000万円を超え3億円以下の場合	1%+54万円
3億円を超える場合	0.5%+204万円
特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

以下の事例の費用の目安

【事例】

相続財産：5億円 内訳：自宅（評価額1億円）、その他不動産（評価額2億円）、現預金2億円

相続人：妻（配偶者）、子供2人（長男、次男）

遺言内容：妻に3億円分、子供に各1億円分ずつ相続させる

➡ 5億円×0.5%+204万円=454万円（旧日本弁護士連合会弁護士報酬基準から算出）